

リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応について

(案)

1. 問題の所在 (確認)

①被害実態

- リーチサイト・リーチアプリによって、違法にアップロードされたマンガ、雑誌、ライトノベル、写真集、音楽、アニメ、映画、放送番組等の拡散が助長され、被害が生じている。
- リーチサイト運営者にリンクの削除を求めても法的根拠が曖昧であるとして応じてくれない場合がある。
- 検索エンジン会社にリーチサイトを検索結果に表示しないよう求めても法的位置づけが不明確なため対応が難しいとして対応されない。(⇒その後のヒアリング(本小委員会 2017年)ではグーグルは、トップページは削除してくれないものの各コンテンツへのリンクは削除対応してくれるようになったとのこと。)
- リーチサイトの運営やリーチアプリの提供が著作権侵害の幫助に当たるとしても、正犯の検挙が困難なため刑事手続きを踏むことは困難。
- 大手 UGC サイトにゲームの違法コピーが蔵置されたサイトへのアクセス・ダウンロード方法の指南がされているものがあり、違法コンテンツの拡散に積極的に寄与している。

②権利者からの要望内容

- リーチサイト・リーチアプリ運営者を刑事摘発できるようにしてほしい。
- リーチサイトを検索エンジンの検索結果に表示されないようにすることを求める。
- 違法コンテンツと知りながらその拡散のためにリンクを貼るみなし侵害等として差止請求及び刑事罰の対象としてほしい。
- 技術的保護手段・技術的利用制限手段の回避プログラムをそうと知りながら拡散するためにリンクを貼る行為も違法にしてほしい。

2. 検討の視点（確認）

○昨期の小委員会において、以下の検討の視点を取りまとめた。

検討の視点

- ① リンク情報の提供行為は、インターネットによる情報伝達において不可欠な役割を担うものであり、表現行為として憲法第 21 条第 1 項により保護される。もっとも、表現行為も、絶対無制限なものではなく、公共の福祉を実現するために必要かつ合理的な制約を受ける。
- ② 表現の自由の制約に当たっては、厳格な基準¹を併用しつつ、利益衡量²を行うことが要求される。そのため、検討に当たっては、表現の自由と著作権者の利益保護を比較考量し、公共の福祉を実現するために必要かつ合理的な制約とすることが必要である。また、表現行為を規制する場合、憲法上保護に値する表現行為をしようとする者を萎縮させ、表現の自由を不当に制限する結果を招来するおそれのないよう³、規制の対象となるものとそうでないものとの区別の明確性についても配慮する必要がある。
- ③ 侵害コンテンツへのリンク情報の提供行為が幫助（正犯の行為を容易にする行為）に該当する場合には民事責任や刑事責任を負うこともあり得るが、リンク情報の提供行為全般について違法と適法の境界を画定するのは必ずしも容易ではない。そのため、今般の検討では、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為による被害状況を踏まえ、さしあたり緊急に対応する必要性の高い悪質な行為類型を取り出して対応を検討することとする。

¹ 厳格な基準としては、主として、「明白かつ現在の基準」、「必要最小限度の基準」（規制の対象・程度が必要最小限度であることを要求するもの）、「LRA の基準」（規制の対象・程度がより制限的でない他の選び得る手段であるかどうかを審査するもの）が該当する（第 17 期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第 3 回）資料 3 「木下氏提出資料」より）

² よど号判決以来、「自由に対する制限が必要かつ合理的なものとして是認されるかどうかは、右の目的のために制限が必要とされる程度と、制限される自由の内容及び性質、これに加えられる具体的制限の態様及び程度等を較量して決せられるべき」として定式化されている。（第 17 期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第 3 回）資料 3 「木下氏提出資料」より）

³ 最大判昭和 59 年 12 月 12 日民集 38 卷 12 号 1308 頁[札幌税関検査事件]参照

3. 対応に当たっての基本的な考え方

- 権利者から報告のあった被害状況や意見も踏まえれば、リーチサイトやリーチアプリを通じて行われる侵害コンテンツの送信による被害が深刻であると認められる。これらは、多くの場合侵害コンテンツの拡散の助長を目的として開設・提供され、利用者が関心のあるコンテンツを見つけやすいようにするための工夫を行った上で（他の海賊版サイトや汎用クラウドロッカー等に蔵置された）侵害コンテンツのリンク情報の提供等が行われていることから、侵害コンテンツの拡散への寄与の度合いが大きいと認められる。これらのサイトは国内外のサーバー等を用いて様々な形で展開されており、国内法が及ぶものも及ばないものもあるものと考えられる。
- また、消費者が侵害コンテンツにアクセスする経路としては、①インターネット情報検索サービスを通じて海賊版蔵置サイトやリーチサイトのトップページに到達した上でこれらのサイトを通じて侵害コンテンツにアクセスする方法、又は②インターネット情報検索サービスを通じて海賊版蔵置サイトやリーチサイト内に掲載された侵害コンテンツのリンク等を取得し、当該侵害コンテンツへのアクセスする方法が一般的に採られているものと考えられる。インターネット情報検索サービスについては、サービスそのものは中立的な目的で提供されているものの、利用者が特定の著作物のタイトルや海賊版に関連するキーワードを入力することによって、侵害コンテンツのリンク情報を容易に取得させる手段として機能しており、侵害コンテンツの拡散に相当程度寄与していると認められる。
- これらのことを踏まえ、インターネット上の権利侵害に関し権利保護の実効性を確保するという今般の制度改正の目的に照らせば、これらの経路（別紙1参照）を通じて行われる侵害コンテンツの送信による被害の発生を停止や予防の必要性は高いものと考えられる。
- 他方、海賊版蔵置サイトやリーチサイトのような場以外の場（例えば個人が一般的な言論活動を行うことを目的として開設している SNS のアカウント等）において単発的に行われる表現の中に侵害コンテンツのリンク情報が含まれているようなケースについては、その被害実態が必ずしも明らかではない。正当な表現行為の萎縮が生じないよう、こうした場における表現行為は今般の法的措置の対象とはしないこととし、当該行為に対する差止請求の可否については、引き続き現行法の解釈・運用に委ねることが適当ではないか。

4. リーチサイト・リーチアプリ等への対応について

(1) 民事（差止請求）について

上記3. を踏まえ、リーチサイト・リーチアプリにおける侵害コンテンツに係るリンク情報の提供等については、当該場等そのものが類型的に侵害コンテンツの拡散を助長する蓋然性が高いことを踏まえ、以下の要件を充足するような場合に著作権侵害とみなすこととし、差止請求の対象とすることとしてはどうか。

注：以下は大まかな制度設計のコンセプトを示したものであり、下記の文言をそのまま法律の条文に反映させることを意図するものではない。

①場・手段について

対象をリーチサイト・リーチアプリといった場・手段に限定するための方法として、例えば、「主として違法な自動公衆送信を助長する目的で開設されているものと認められるウェブサイト等」⁴、「主として違法な自動公衆送信を助長する機能を担っているウェブサイト等」などとして、サイトの開設等の目的や客観的に果たしている機能に着目して、侵害の助長に寄与する蓋然性の高い場等に限定してはどうか。

【第1回小委員会における意見】

- 若者がカジュアルなコミュニケーションツールとしてリンクを行っている現状に大きな変化を与えないことと、権利者に被害を与えているリンクへの対応のバランスを考えたときに、悪質性の高い、特に違法なコンテンツへの誘導を助長するようなサイトやアプリに限って、そこへリンクを掲載する行為からまずは対象にしていくというのは、非常に妥当な出発点。
- 場を限定する方法として、「主として違法な自動公衆送信を助長する目的で開設されている」という主観的な要件と「主として違法な自動公衆送信を助長する機能を担っている」という客観的な要件の2つの要件で絞るのかいずれかの要件で絞るのかによって、
②「主観について」の議論も変わってくるので、今後より明確に詰めてもらいたい。私としては客観・主観の両面で抑えることが重要と考える。

②主観について

「違法にアップロードされた著作物と知っている場合、又はそう知ることができたと認めるに足る相当の理由⁵がある場合」等として、侵害コンテンツであることについて故意・

⁴ 「ウェブサイト等」とは、ここでは社会通念上一体として認められるまとまり程度のことを指す。例えばツイッターのアカウントが「ウェブサイト等」に該当し、各つぶやきは当該「ウェブサイト等」を構成する部分として評価されることを想定している。また、侵害コンテンツの拡散の度合いを考えれば、ネットワークを通じて機能することが想定されるものに限定されるべきであり、例えば紙媒体の雑誌等は「ウェブサイト等」に入らないものとして想定している。

⁵ 過失も対象にする理由は、発信者情報開示請求が認められるための要件として「権利が侵害されたことが明らかである」ことが求められているため（プロバイダ責任制限法第4条）、故意のある場合に限ってみなし侵害とすることとした場合、サイト運営者が自らリンク等を掲載せず誰でも自由に掲載

過失が認められる場合に限定することとしてはどうか。

なお、現行法上、差止請求の対象となる行為に係る要件に主観要件が採用されている場合であっても、基本的に侵害に対する認識に関する要件以外の要件は付されておらず、①において侵害の助長に寄与する蓋然性の高い場等に対象を限定しているため、図利加害目的等の要件を更に加える必要はないのではないか。

【第1回小委員会における追加的審議事項】

自らがリンク情報の提供等を行った場が①の要件に該当するリーチサイト等であることについての認識も要件とすることが適当か。

【第1回小委員会における意見】

(場に対する認識を要件とすることに消極的な意見)

- 「違法な自動公衆送信を助長する目的で開設されている」、や「違法な自動公衆送信を助長する機能を担っている」ことを要件とすると、権利者としては、リンク情報の提供等を行う者が、リンク先が違法であるということを知っているか、あるいは過失により知らないことのみならず、その場の性質についてまで知っていたことを立証しないとイケないということになるので、やや権利者にとって立証負担が大きいのではないか。立証負担の問題だけであれば、場の性質に関する認識はただし書きにおいて規定することなどによって、その立証責任を転換するという手もある。
- リーチサイト等であることの認識は特段必要ないと考える。客観的にリーチサイトと認められるようなものという要件が課せられているため、通常、リーチサイト等に接した人はリーチサイト等であるという認識があるだろうという推認ができることに加え、仮に知らなかったとしても、そこには重過失等があるのではないかと考えられる。
- 現行法でも2ちゃんねる小学館事件のように、幫助者とも評価できる者に対しては高裁では一定の範囲では差止めを認めている。リーチサイトは、幫助しているだけではなく、教唆的、事後従犯的でもあり、複合的な、正犯と同視し得るような非常に悪質な行為である。場・手段や違法にアップロードされた著作物であることについての主観要件によって悪質なものに絞られていけば、リーチサイトであることの認識は不要なのではないか。
- 違法な著作物として知っている場合ないしは知ることができるに足りる相当な理由がある場合ということのみを主観的要件とするべきである。

(場に対する認識を要件とすることに積極的な意見)

- 刑事罰について「場」に対する認識が要求されるのが原則であるとする、民事も同様とするのが原則ではないか。表現の自由とのバランスの観点からも、違法にアップロードされた著作物であることに対する主観要件と同様のものを「場」に対する認識について

できるタイプのリーチサイトにおいては、プロバイダに対してリンク等の掲載者に関する発信者情報開示請求ができなくなり、そして発信者情報開示請求ができなければ当該者に対して権利者が通知をすることもできず、故意要件を充足させることもできなくなるおそれがあるためである。

も要求するというのがいいのではないか。

(場に関する要件との組合せで考えるべきとの意見)

- リーチサイトであることを認識しているかという論点については、場について「目的」「機能」のいずれを要件とするかと連動する問題。「目的」を要件とするなら、場の認識は要件にする必要はないが、「機能」を要件とした上で更に場の認識を要件とすると、実質上、場について「目的」を要件とすることに近くなってしまう。私は、場については「機能」を要件とし、場の認識は不要とした方がよいと考える。
- (場についての要件を含め、)客観的要件と主観的要件の両面で限定するというのが重要。違法な公衆送信を助長する目的がある場であるという場合にはリンク等の掲載者は違法にアップロードされた著作物と知っている、もしくは当然知ることができるのが通常であるといえるため、「違法にアップロードされた著作物と知っている場合」という要件は、場についての主観的要件の中に吸収される。まずは場の限定の仕方について詰める必要がある。

③行為について

侵害コンテンツへの誘導の直接性の観点からは、対象とすべき行為としては、侵害コンテンツへの直接リンクが典型的には考えられるが、例えば違法な動画投稿サイトにおいて個々の動画の視聴が可能となるページのリンク情報はエンベッドリンクの形で動画を表示しているものも多いと考えられるところ、このようなケースを含め、侵害コンテンツへの到達が容易に行えるようなページのリンク情報の提供も差止請求の対象とすることが、権利保護の実効性を確保するためには必要と考えられる。

また、侵害コンテンツの誘導の方法の観点からは、リンク情報を提供する方法のみならず、侵害コンテンツが蔵置されているサイト内の検索機能を使用して侵害コンテンツへのリンク情報を取得することを可能とする指令を実行するための「ボタン」を掲載する行為も、侵害コンテンツに容易に到達できる手段を提供しているといえる限りにおいて、権利者に及ぶ不利益という観点からは同様の法的評価が可能と考えられる。

したがって、リーチサイト等による被害に対する実効的な救済手段を提供するという一般の制度整備の目的に鑑み、リンク情報のみならず、「ボタン」等についても対象からは除外せず、当該著作物に係るリンク情報その他当該著作物への到達を容易にするための情報の提供等と評価できる行為については、差止請求の対象とするべきではないか。

また、国内法の及ばない(海外の)海賊版蔵置サイトに蔵置されている侵害コンテンツのリンク情報等が国内法の及ぶリーチサイトを介して提供されることによる被害を防止するため、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものに係るリンク情報等についても差止請求の対象とすることが適当と考えられるがどうか。

また、リーチアプリの提供行為については、情報埋め込み型や外部情報取得型①のみならず、外部情報取得型②についても、侵害コンテンツに容易に到達できる手段を提供していると評価できるものがあると考えられ、その範囲については、差止の対象とすることが適当ではないか。

【第1回小委員会における追加的審議事項】

リーチアプリの提供行為については、情報埋め込み型や外部情報取得型①のみならず、外部情報取得型②についても、侵害コンテンツに容易に到達できる手段を提供していると評価して、差止の対象とすることが適当と考えられるが、そのような取扱いでよいか。(リーチアプリの分類につき別紙2参照)

その場合、外部情報取得型②については、ユーザーによる情報の取得行為に対するアプリ提供者の関与の度合いはリーチサイト運営者に比べて小さいと考えられるが、アプリ提供行為を「侵害コンテンツへの到達を容易にしている」という評価によってまとめて処理することが適当か。

【第1回小委員会における意見】

(総論・外部情報取得型②のアプリの取扱いについて)

- どういった行為が対象になるかということはこの法制度に接する人が明確に予測することができ、かつ様々な技術の発展に対して柔軟に対応できるようになるために、1つ考え方を示すということが重要。ただし、侵害コンテンツへの到達を容易にしているということだけでは不十分。これに加えて、このリンクを踏めばすぐ侵害コンテンツにたどり着けるという、その情報と侵害コンテンツとの間の結び付きの密接性・直接性まで含めれば、外部情報取得型②も包括的に理解できるのではないのか。
- 外部情報取得型②のアプリ提供者は、場を設定しているだけで情報を載せているのは別の人であるという点でリーチサイト運営者と理屈としては似ている。今回差止めの対象は、基本的にはリンク情報等を掲載する行為と特定されている中で、外部情報取得型②は、リンク情報等を本人が提供していないのに差止めの対象になるというところにおいて、差がある。
- 外部情報取得型②は、実質的に到達を容易にしているということでは同じ。ただ、自ら提供したサイトではないため、一種の媒介行為に近い。媒介も広義では、情報到達容易という概念の中に含まれるので、要件の表現は工夫するにしても、行為に入れるということはあるのではないのか。
- 外部情報取得型②に関しては、「侵害コンテンツへの到達を容易にしている」と評価できるのであれば、差止の対象に含めて良いが、条文化に当たり、どこまで抽象化するかというのが問題になる。現状の「送信可能化」の定義(著作権法第2条1項9号の5)も、「公衆送信し得るようにすること」とだけ書いているのではなく、その手段をイとロという形で限定的に定めているが、これと同じようにするのか、それとも、将来的な技術の変化に対応できるように条文上は抽象的な要件にしておきながら、その明確化についてはガイドラインを活用する手もある。

(「国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきもの」の取扱いについて)

- 改正前の著作権法第47条の6の検索エンジンに関する規定などでも、「・・・国内で行われたとしたならば・・・」という規定がすでに幾つか入っているので、考え方としてあり得ると思う。他方、譲渡権の消尽では日本法に対応する権利が国外で正当に行われているならいいという国際消尽の考え方が取られており、例えばパロディが適法となって

いる海外のパロディのサイトに掲載されたパロディ動画であればリンクを張ってもかまわないという考え方もないわけではないと思う。

- この問題は媒介者責任の準拠法の問題が関係するものであり、外国法上の表現の自由と日本法の表現の自由が抵触することもあり、どう整理するかは難しい問題。パロディのようなものの割合が多くなると問題が顕在化してくるが、今議論しているリーチサイトは、場とか主観などの要件でかなり絞りが掛けられているので、「国内で行われたとしたならば・・・」という規定をいれるのはそれなりに合理的なのではないか。ただ、検索サイトではこの緊張関係がより顕在化するだろう。

※リーチサイト運営者に対する差止請求について

＜個々の著作物に係るリンク情報等の掲載行為に関する差止請求について＞

リンク情報の掲載者がリーチサイトの開設者と異なる場合、今般の制度整備においては、一義的には、リンク情報の掲載者がみなし侵害行為の主体と評価されるため、当該者に対する差止請求が認められることとなる。

もつとも、個々のリンク情報が差止請求の対象となる場合において、当該リンクに関するサイト運営者に対する差止請求の可否等については、いわゆる「間接侵害」におけるサイト運営者の責任全般に関連するものであり、リーチサイトに限って特別な制度を設ける必要性も明らかではないことから、特段法定することはせず、間接侵害に関する一般論に委ねることが適当と考える。すなわち、例えば、サイトの運営者がリンク情報等が掲載されている状態を放置すること自体が当該情報の掲載行為と評価されるような場合は、対象となり得るものと考えられる⁶。

なお、侵害の態様によっては、個々の著作物に係るリンク情報の提供行為等に関する予防措置（112条第2項）としてサイト自体の削除が認められる可能性はあるものと考えられる。

【今回更にご審議いただきたい点】

上記網掛け部分に関し、サイト運営者に対する差止請求が認められる範囲を法定することについてどう考えるか。

事務局において関係者に対して行ったヒアリングによれば、実際の実務ではサイト運営者に対し削除依頼を行う方が一般的であり、差止請求の対象となる者やその要件を明らかにすることが法の予測可能性の向上につながるとの意見もあった。他方、リーチサイト等についてのみサイト運営者に対する差止請求権を法定することについて、著作権法体系における著作権侵害サイトの取扱いとの均衡の観点から問題が無いかや、反対解釈を招くおそれがないか留意が必要と考えられる。

⁶ 例えば、東京高裁平成17年3月3日判決（平成16（ネ）第2067号）では、「自己が提供し発言削除についての最終権限を有する掲示板の運営者は、これに書き込まれた発言が著作権侵害（公衆送信権の侵害）に当たるときには、そのような発言の提供の場を設けた者として、その侵害行為を放置している場合には、その侵害態様、著作権者からの申し入れの態様、さらには発言者の対応いかんによっては、その放置自体が著作権侵害行為と評価すべき場合もあるというべき」とし、行為主体性を認めている。

＜リーチサイト運営行為そのものの差止請求について＞

リーチサイトを運営する行為は、個々のリンク情報の提供を行う者との比較において、違法行為の助長の度合いがより大きいとも評価できる。しかし、差止請求権は個々の著作物に係る著作権者が自己の権利の円満な実現をするために行使が認められる権利であるという性格を踏まえれば、個々の権利に関する侵害の排除や予防のために必要な範囲を超えてサイト運営の差止を請求する権利を個々の権利者に付与することは過剰差止となるため、難しいように思われる。

したがって、リーチサイト運営行為への対応については、上記の予防措置の範囲内で行われるもののほかは、後述するように、刑事罰によることが適当ではないか。

【第1回小委員会における意見】

○ リーチサイト運営行為そのものの差止請求について過剰差止に当たるのかどうか疑問であり、差止の対象にしてもいいのではないかと考える。例えば1つの書籍とか、1つのCDとかに違法な著作物が1個入っていたとしても、全部差止の対象になり、それを過剰差止とは言わない。アプリ型の外部情報取得型②についてもリーチサイト運営者と同視できるため、同様に差止の対象にすべきではないか。

④対象著作物について

以下の理由から、対象著作物を有償著作物等に限定することはしないことが適当ではないか。

- ・被害状況を踏まえれば、少なくとも無料放送や無料のウェブマンガが対象とならなければ権利保護が不十分なものとなる⁷ため、少なくとも有償著作物への限定を行うべきではない。
- ・自動公衆送信権の侵害は基本的には著作物の種類を問わず同様に適用され、今般の対応は、その侵害行為を助長するような行為について対応を図ろうとするものである。したがって、表現の自由という対抗利益への配慮のために特に必要性があるという場合は別段、基本的には著作物の種類等によって権利保護に差異を設けることは控えるべきと考えられる。
- ・対象著作物について要件が加重されればされるほど差止の対象となるか否かが利用者にとって判断しづらくなり⁸、却って萎縮効果が生じやすくなる。
- ・表現の自由への配慮については、対象となるサイト等の限定や主観要件を適切に設定

⁷ 無償で提供されている著作物についても、少なくとも無許諾利用によりライセンス料相当額の被害が生じていると評価できるものと考えられる（第114条第3項）。なお、ロクラクⅡ事件では、有償提供されていない放送番組についても有償提供されていた放送番組の料金を基に損害額が認定されている。

⁸ 例えば、「有償著作物」という限定がなされた場合、対象範囲は狭くはなるが、当該著作物が有償で販売されていないことが確認されない限り、差止対象となるかが明らかにはならない。この点、有償で販売されているものを見つけることは難しくない場合もあるが、有償販売されている著作物等を網羅的に検索できるシステムはないため、有償著作物に該当しないことを確認するのは事実上不可能ではないかと考えられる。

することで対応することが適当と考えられる。

【第1回小委員会における意見】

- 対象範囲は場や主観に関する要件で絞り込んでいるため、対象著作物については、有償著作物に限定する等というようなことには必要もなく、かつ弊害があるのでやらないほうがよいという事務局案に賛成する。

【第1回小委員会における追加的審議事項】

「原作のまま」の要件を付すことや、「デッドコピー」に限定したりすることは適当か。一部改変を加えたり、翻案したりして作成された侵害コンテンツを差止請求の対象とすること又は対象から除外することは、権利の適切な保護と表現の自由の保障のバランスの観点から、どのように評価すべきか。

また、以下の点についてどのように考えるか。

- ① 「原作のまま」の指し示す範囲について
- ② 「デッドコピー」をどのように定義するか

【第1回小委員会における意見】

(デッドコピーに限定すべきとする意見)

- 「デッドコピー」に限定する方がよいと考える。「検討の視点」にあるように、今般の対応は、およそ一般的に違法と適法の境界をどのように画定するかという問題ではなく、特に緊急に対応する必要性の高い悪質な行為をくり出して対応するということならば、一部改変や翻案について含める必要があるという立法事実が現時点で存在するののかどうか検討すべき。

(デッドコピー等への限定をすべきでないとする意見)

- 「原作のまま」「デッドコピー」に限定すると少し変えたものですぐ潜脱されるということになりかねないし、「原作のまま」「デッドコピー」を規定するのも非常に難しく、かえって萎縮効果が働くので、他の要件絞った上で、この点については絞らないほうがよいと考える。

【今回さらにご審議いただきたい点】

以下のようなケースは差止の対象となるべきか否か。その結論を実現するためにどのような対応を取ることが適当か（法律でどこまで具体的に定め、どこから運用上の処理⁹に委ねるか）。

① 著作物の一部分（例：音楽番組における各歌手の演奏シーンや、お笑い番組の各ネタ、マンガ単行本のうち1話分）を切り出したもの

⁹ 著作権侵害については、プロバイダ責任制限法では対象著作物によって取扱いに差異は設けられておらず、運用においてガイドラインによってデッドコピーと認められる場合とそうでない場合とで異なる取扱いをすることとされている。

- ②映像の上下左右の端を少しだけ切除したもの
- ③映像の音声に字幕を付したもの
- ④マンガの台詞部分を翻訳したもの
- ⑤既存のマンガを翻案し、新たなマンガを創作したもの

⑤その他の要素（正当な目的を有する場合の取扱い等）について

【第1回小委員会における追加的審議事項】

①～④の要件を前提とした場合に、更に正当な表現行為として差止請求の対象から除外すべきケースはあるか。

【第1回小委員会における意見】

- みなし侵害にすると、引用規定など権利制限規定の適用を受けられない可能性が考えられるため、もし①の要件を満たすような限定的な場において、適法引用に当たるような形でリンク情報の提供を許容すべきだと考えられるのであれば、場の性質に関する認識を要件にしないとする場合は、これが許容されるようにするための安全弁があった方がいい。その際には、今回のTTP11協定に伴う改正によって設けられることになる新著作権法第113条3項における「場合を除き」というような除外の仕方が参考になるのではないか。
- 今般のみなし侵害は場や主観に関する要件によって特に因果的寄与が特別に強度で悪質なものをくり出してきているものなので、そういうものであれば、パロディ等は問題とならないと考えられるため、対応は必要ないのではないか。

(2) 刑事について

①新たな罰則を設ける必要性について

- 以下の理由から、差止請求の対象となる行為を法定することに伴い、刑事罰についても制度を設ける必要があるのではないか。
 - ・ 侵害コンテンツの拡散を助長する悪質な行為について著作権侵害とは別に独立して権利行使を認めることとするという今般の制度整備の趣旨に照らせば、民事上の請求による救済を可能とするのみならず罰則を認めることによる抑止効果を生じさせることが適当であり、罰則も少なくとも一定の範囲で定めることが適当と考えられる。
 - ・ 仮に幫助に当たる場合でも、実務上、正犯の立件ができない場合は立件が困難な場合が多いと考えられ、実際上の必要性も認められる。
 - ・ みなし侵害とすることを前提として考えると、このような取扱いは、侵害コンテンツの拡散に関わる他のみなし侵害行為を含め、著作権法体系における罰則全体との均衡の観点からも適当と考えられる。

【第1回小委員会における意見】

- リーチサイトの運営、リーチアプリの提供行為を刑事罰化する検討は非常に重要。リーチサイトについて、民事、刑事で「場」自体を止められるようにする、仮に民事で駄目だとしても、刑事罰の対象であれば、プロバイダの協力も得られるかもしれないから、実務家としては、救済という観点からは非常に重要なファクターである。

②具体的な制度設計について

- (1) を踏まえ、リーチサイト・リーチアプリ等におけるリンク情報等の掲載行為及びリーチサイトの運営行為・リーチアプリの提供行為について罰則を設けるべきではないか。

ア リーチサイト・リーチアプリ等におけるリンク情報等の掲載行為（(1)のみなし侵害行為）

(1)のみなし侵害になるようなリーチサイト等の侵害コンテンツを拡散する蓋然性の高い場等において侵害コンテンツのリンク等を掲載する行為は、悪質性が強いと認められ、抑止効果が生じるようにすることが適当であると考えられることに加え、著作権法上の他の罰則との均衡の観点から、原則として当該行為を刑事罰の対象とするべきではないか。

なおその際、(1)のみなし侵害行為のうち過失によるものについては表現行為への委縮効果への配慮から対象から除外することが適当と考えられるがどうか。

イ リーチサイト運営・リーチアプリ提供行為

リーチサイトやリーチアプリといった侵害コンテンツを拡散する蓋然性の高い場の運営や手段の提供を行うことは、個々のリンク情報の提供等を行う者との比較において、違法行為を助長する度合いがより大きく、社会総体としてみた時に著作権者により深刻な不利益を及ぼしていると評価できることから、個々の著作物等に係るリンク情報等の提供行為

とは独立して、社会的な法益侵害を及ぼすもの¹⁰として、罰則の対象とするべきではないか。

【第1回小委員会における意見】

(対象範囲の限定について)

- 特にリーチサイトの運営については、過剰差止の問題があるのと同じように、適法なものも違法なものも含まれる場を運営する行為について、主として違法なものが含まれる場を運営するという点に着目して、その法益侵害性の高さというのを独自に括り出すという形で限定しないと、こうした処罰規定の創設は困難である。

(主観要件について)

- 場は、刑事においては客観的構成要件要素になると思われ、事実的故意、構成要件の故意の対象としてその認識が要求されるのが原則になる。
- 刑法でもし客観的構成要件においてリーチサイトという場に関して規定するのであれば、それについての認識が必要であるということは、故意処罰の原則（刑法38条1項）から当然となる。民事のみなし侵害となる行為のうち過失によるものを処罰対象から外すというのであれば、リーチサイトであることの認識についても、この点が過失であるような場合は刑事の処罰対象から外すべき。
- 刑事については、主観的要件の行為の認識、どこまで客観的状況を認識する必要があるかという点については、(当該サイトが)「主として」(違法な自動公衆送信の助長を目的とするものであること等)に関する認識も含まれるということになる。

(法定刑について)

- どのような法定刑を設けるのかといったことについても、今後より丁寧な検討が必要。

【今回さらにご審議いただきたい点】

現行著作権法における罰則の法定刑の状況（参考資料参照）及び今般の罰則の性格を踏まえ、法定刑はどの程度にすることが適当か。

¹⁰ 例えば技術的保護手段の回避装置等の提供行為については、個々の著作者の権利のみなし侵害の対象とはなっていない一方、著作権侵害行為を助長する蓋然性が高く、社会的法益侵害を及ぼすものとして罰則の対象となっているものと考えられる。

5. インターネット情報検索サービスへの対応について

(1) インターネット情報検索サービスについて

- 3. で述べた通り、インターネット情報検索サービスについては、サービスそのものは中立的な目的で提供されているものの、利用者が特定の著作物のタイトルや海賊版に関連するキーワードを入力することによって、侵害コンテンツのリンク情報を容易に取得させる手段として機能しており、侵害コンテンツの拡散に相当程度寄与していると認められる。
- また、リーチサイト・リーチアプリ等型に関し4. で検討したような必要な法制度の整備をすることによって国内法の及ぶリーチサイトにおけるリンク情報の提供行為等については差止請求等が可能となるものの、日本法が適用されないリーチサイトや海賊版蔵置サイトについては差止請求等の対象とならないため、これらのサイト内の侵害コンテンツのリンク情報等がインターネット情報検索サービスにおいて提供されることによる、侵害コンテンツの拡散を防ぐことは困難であると考えられる。
- したがって、インターネット情報検索サービスにおけるリンク情報の提供行為を差止請求等の対象とすることについて検討する必要があるのではないか。検討にあたっては、前述のとおりインターネット情報検索サービスが侵害コンテンツの拡散に相当程度寄与するものであると認められることに加え、以下の性質を考慮する必要があると考えられる。
 - ・インターネット情報検索サービスの目的は中立的であり、侵害の助長を目的とするサービスではないこと
 - ・インターネット情報検索サービスは、海賊版サイトやリーチサイトのみならず様々な一般のサイトの情報を検索結果として表示するものであることから、個人が一般的な言論活動を行うことを目的として開設している SNS のアカウント等) における単発的に行われる表現の中に侵害コンテンツのリンク情報が含まれているようなケースも検索結果として含まれていること
 - ・インターネット情報検索サービスにおける検索結果の提供は、検索事業者による表現行為としての側面を有するほか、公衆が、インターネット上に情報を発信したり、インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援するものであり、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしていること¹¹。
 - ・他方、インターネット情報検索サービスが行う情報提供の全てが上記の役割から正当化されるわけではなく、国民の権利の保護など公共の福祉のための一定の制約を受け得るものであること¹²。

¹¹ 最高裁平成 29 年 1 月 31 日決定民集 71 卷 1 号 63 頁

¹² 前掲注 11 参照

【第1回小委員会における追加的審議事項】

以上の点を踏まえ、インターネット情報検索サービスによるリーチサイト等のトップページあるいはリーチサイト等に掲載された侵害コンテンツに係るリンク情報の提供行為について、差止請求等の対象とすべきか

【参考】インターネット情報検索サービスにおける現在の取組状況について

- 本小委員会におけるインターネット情報検索サービス事業者¹³の説明によれば、以下のとおりであった。
 - ・デジタルミレニアム著作権法（DMCA）に基づく権利者からの違法コンテンツの URL に関するリクエストを受け取った際、正当なリクエストであれば、リーチサイトのものか侵害サイトのものかは区別せず、検索結果からの削除を行っている。
 - ・そのようなリクエストが多いリーチサイトのようなサイトについては多くの場合「降格シグナル」が働き、検索結果のランキングが下げられるようになっている。
 - ・この仕組みは世界中で同じように動いており日本の権利者からのリクエストも同様に処理している。
- 本小委員会における権利者側の説明¹⁴によれば、検索エンジン運営会社における検索結果の削除対応については、以下のように変遷しており、最近では、リーチサイトのトップページの削除には応じてもらえないものの、個別ページについては対応されるようになっているとのことだった。
 - 平成28年前半：法的に不明確であるとの理由によりリーチサイト全般について対応されなかった
 - 平成29年2月：一部のリーチサイトの作品へのリンクが掲載されている個別ページについて対応された（申請66件中54件について拒否）。
 - 平成29年7月：リーチサイトの作品へのリンクが掲載されている個別ページについて対応されるようになった。

【第1回小委員会における意見】

（検索サービスを対象とすることに肯定的な意見）

- アメリカの判例法上は検索エンジンがリンクを提供すること自体が著作権侵害になるかどうかというのは議論があるが、アメリカで512条d項に Notice and Take Down をすれば損害賠償請求を免れるというセーフハーバーがあり、かつその場合は、512条j項に基づく差止命令の対象にもなる。今回の議論は、免責ではなく差止請求権を付与するという形ではあるが、これと同じような対応だと理解をしているので、事業者の方にも聞いてみないといけないが、検索サービスが現状やっていることに大きく支障はないのではないか。

¹³ 平成29年法制・基本問題小委員会（第2回）におけるグーグル合同会社へのヒアリング

¹⁴ 平成29年法制・基本問題小委員会（第3回）におけるコンテンツ流通促進機構（CODA）へのヒアリング

- 行為の主観的な意味での悪質性に着目するわけではなく、客観的に著作権侵害を助長する結果を生み出してしまっているという、行為の客観的な結果に着目して規制するという意味では、リーチサイト、リーチアプリに対する対応とは趣旨が違うが、侵害コンテンツに係るリンク情報の提供行為が、検索結果で示されることによって侵害を助長するという事実があるとすると、これの削除を要請するということはあってしかるべき。現状、既に自主的に対応もされているということなので、請求権を創設する必要性というものは必ずしも高くないのかもしれないが、運用に対して正当性を与えるという意味では請求権を創設することが必要ではないか。
- リーチサイトやリーチアプリのように侵害コンテンツへのアクセスの提供を目的としているものではなく、パターンは違うが、検索結果が出たと分かって、かつ削除を求められているのにあえて放置するのは、侵害コンテンツへのアクセスを容易化する行為を続けているということになるので、これも拡散を助長するような悪質な行為だからみなし侵害にする必要は高いと考える。

(検索サービスの取扱いについては十分な議論をするべきとの意見)

- ①の「場・手段」、②の「主観要件」も限定がされていないため、ここでは、情報検索サービス一般について、どのような情報であればその検索結果の表示から削除をしていくということが言えるかという一般論が問題となっていると思うが、その点の検討は十分でない。情報検索サービスは結果として違法行為を助長する面もあるが、違法な情報の拡散を目的とはしていない。そういう中立的な立場からインターネット上の情報流通の共通基盤として不可欠な役割を果たしている検索事業者に著作権侵害行為の拡散を回避するために一定の協力を求めるとすれば、どういう場合に可能かという意味では、サイトブロッキングとも共通する面があるので、リーチサイト・リーチアプリ等の延長上に位置づけるのではなく、問題全体について基礎から整理する必要があるのではないか。

(検索サービスを対象とする場合における範囲について)

- インターネット情報検索サービスに対する差止を考察するときにおける場・手段について、ここまで広げていいのか危惧を持っている。

【今回更にご審議いただきたい点①】

インターネット情報検索サービスが中立的な目的を有することや最高裁で示された同サービスの性格（検索結果は自らの表現行為としての性格を有すること、インターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしていること）と、同サービスが実際に侵害コンテンツの拡散に寄与している度合い・状況を踏まえ、公共の福祉（著作者の権利の保護）によるその制約とのバランスの観点から、立法政策として、検索結果に表示されたリンク情報が侵害コンテンツへの到達を容易にするものであった場合に、インターネット情報検索サービス事業者は一定の責任を負うこととする（検索結果のリンク情報につき差止請求の対象とする）べきか否か。仮にこれが肯定される場合、どのような理由により、これが肯定されるか。（資料3、資料4参照）

【今回更にご審議いただきたい点②】

上記①の検討結果及び関係団体へのヒアリングの結果を踏まえ、インターネット情報検索サービスを通じた侵害コンテンツの拡散の問題への対応をどのように行うことが適切か。

(2) 民事（差止請求）について

仮にインターネット情報検索サービス型を差止請求等の対象とする場合、(1)を踏まえ、以下の要件を充足するような場合に著作権侵害とみなすこととしてはどうか。

①場・手段について

侵害コンテンツの拡散への寄与の度合いに照らして、広くインターネット上の情報を対象とする検索サービス（言い換えれば、特定のウェブサイト内において提供される検索機能を除く）としてはどうか。

②主観要件について

インターネット情報検索サービスは通常プログラムによって自動的に情報を収集し検索結果の表示が行われるものであるところ、当該サービスがインターネット上の情報流通の基盤として果たしている役割も踏まえれば、これに事前監視義務を課すのは適切ではないと考えられる¹⁵。したがって、主観要件について、違法にアップロードされた著作物と知っている場合としてはどうか。

③行為について

リーチサイト・リーチアプリ等型と同様、当該著作物に係るリンク情報その他当該著作物への到達を容易にするための情報の提供等を対象としてはどうか。

その際、国内法の及ばない（海外の）海賊版蔵置サイトに蔵置されている侵害コンテンツのリンク情報等が国内法の及ぶリーチサイトを介して提供されることによる被害を防止するため、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものに係るリンク情報等についても差止請求の対象とすることが適切と考えられるがどうか。

また、対象となるリンク情報から一般的な SNS 等における言論行為を除外するために対象となるリンク情報等を除外するため、リーチサイトや海賊版蔵置サイト内のウェブページに係る URL 等に限定することが適切と考えられるがどうか。

【第1回小委員会における追加的審議事項】

リーチサイトや海賊版蔵置サイトのトップページの URL は対象とすべきか。

リーチサイト等のトップページは、通常、特定のコンテンツへの到達に直ちにつながるとは言い難いと思われることから、個々の著作権者がトップページの URL の削除を請求できることとすると過剰差止となる可能性が考えられる。一方、一般的な侵害コンテンツ

¹⁵ 前掲注 11 参照

へのアクセスの経路としてはインターネット情報検索サービスからリーチサイト等のトップページを介して侵害コンテンツに到達するという経路が一般的と考えられ、権利保護の実効性を確保するためには対応の必要性が高いとも考えられる。これらについてどのように考えるべきか。

【第1回小委員会における意見】

- トップページを検索結果で得て侵害コンテンツにだとり着くということは実態としてはたくさんあるように思えるため、社会的な観点からすると抑える必要性はあると考える。一方で民事の差止請求権はあくまで個々の著作権者の救済というたてつけによって与えられるので、サイト全体について、トップページの検索結果を表示させないということが、個別の権利者の救済というところから、どこまで正当化できるのか疑問の面はある。一方、集合的な意味での著作権者の救済という意味では正当化できる余地があるので、サイト全体について差止請求権を認めていくのであれば、個々の権利者の救済ではなくて、集合的な意味での著作権者の救済という位置付けにする必要がある。
- 一律にトップページを除外してしまうと、制度に実効性がなくなってしまうのが問題である。
- トップページを外さないことには実効性がないということが、具体的な争訟において立証できる場合においては、著作権法第112条第2項のその他侵害の停止、又は予防に必要な措置になるかどうかということを裁判所に判断してもらえばいい。

④対象著作物について

リーチサイト・リーチアプリ等型と同様、対象著作物を有償著作物等に限定することはしないことが適当と考えるがどうか。

【第1回小委員会における追加的審議事項】

「原作のまま」の要件を付すことや、「デッドコピー」に限定したりすることは適当か¹⁶。一部改変を加えたり、翻案したりして作成された侵害コンテンツを差止請求の対象とすること又は対象から除外することは、権利の適切な保護と表現の自由の保障のバランスの観点から、どのように評価すべきか。

また、以下の点についてどのように考えるか。

- ①「原作のまま」の指し示す範囲について
- ②「デッドコピー」をどのように定義するか

⑤その他の要素（正当な目的を有する場合の取扱い等）について

【第1回小委員会における追加的審議事項】

①～④の要件を前提とした場合に、更に正当な表現行為として差止請求の対象から除外すべきケースはあるか。

（3）刑事について

インターネット情報検索サービスにおけるリンク情報等の提供行為を一定の範囲でみなし侵害の対象とした場合に、刑事罰を科すべきか。

【第1回小委員会における追加的審議事項】

インターネット情報検索サービスにおけるリンク情報等の提供行為の刑事罰の取扱いについて、どのように考えるか。

【第1回小委員会における意見】

- 刑事罰について、現状、個別リンクについては自主的に対応されているとのことであるし、仮に対象をトップページに増やしたとしても、自主的に対応してもらえることが見込まれるため、あえてエンフォースのために刑事罰を設ける必要性というのは高くないのではないかと。

¹⁶ 著作権侵害については、プロバイダ責任制限法では対象著作物によって取扱いに差異は設けられておらず、運用においてガイドラインによってデッドコピーと認められる場合とそうでない場合とで異なる取扱いをすることとされている。

6. 法の適切な運用環境の確保について

上記4. 5. の検討の結果適当とされた措置を講じる上では、時代の変化による陳腐化や潜脱を回避するため、一定程度抽象的な要件（リーチサイト等の範囲や、対象となる侵害コンテンツへの到達を容易にするための情報等の範囲 等）によって法的措置の対象を画する部分が出てくるのが想定される。

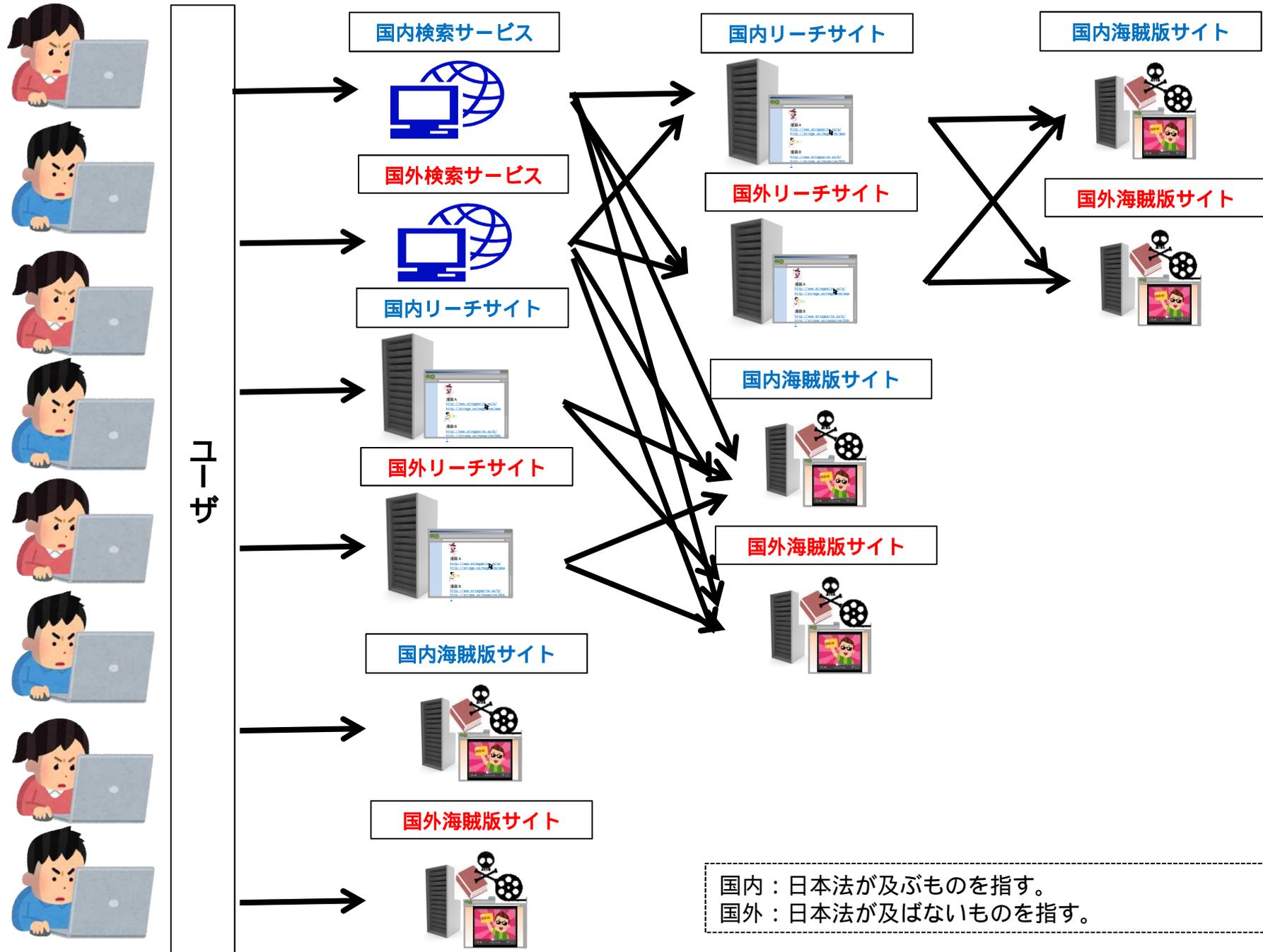
このことによって、法の予測可能性が低下し、正当な表現活動の萎縮又は過度な利用が行われることを避けるため、関係者においてガイドライン¹⁷を策定するなど、法が適切に運用されるようにするための取組を行うことが期待されるのではないか。

【第1回小委員会における意見】

- 外部情報取得型②に関しては、「侵害コンテンツへの到達を容易にしている」と評価できるのであれば、差止の対象に含めて良いが、条文化に当たり、どこまで抽象化するかがというのが問題になる。現状の「送信可能化」の定義（著作権法第2条1項9号の5）も、「公衆送信し得るようにすること」とだけ書いているのではなく、その手段をイとロという形で限定的に定めているが、これと同じようにするのか、それとも、将来的な技術の変化に対応できるように条文上は抽象的な要件にしておきながら、その明確化についてはガイドラインを活用する手もある。【再掲】

¹⁷ 例えばプロバイダ責任制限法については著作権侵害に関する運用のためのガイドラインが関係者によって策定されている。

侵害コンテンツへの閲覧経路



国内：日本法が及ぶものを指す。
国外：日本法が及ばないものを指す。

リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の行為類型

リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為として、以下の2つの行為類型が確認された。

「サイト」型（いわゆる「リーチサイト」の類型）

「アプリ」型（いわゆる「リーチアプリ」の類型）

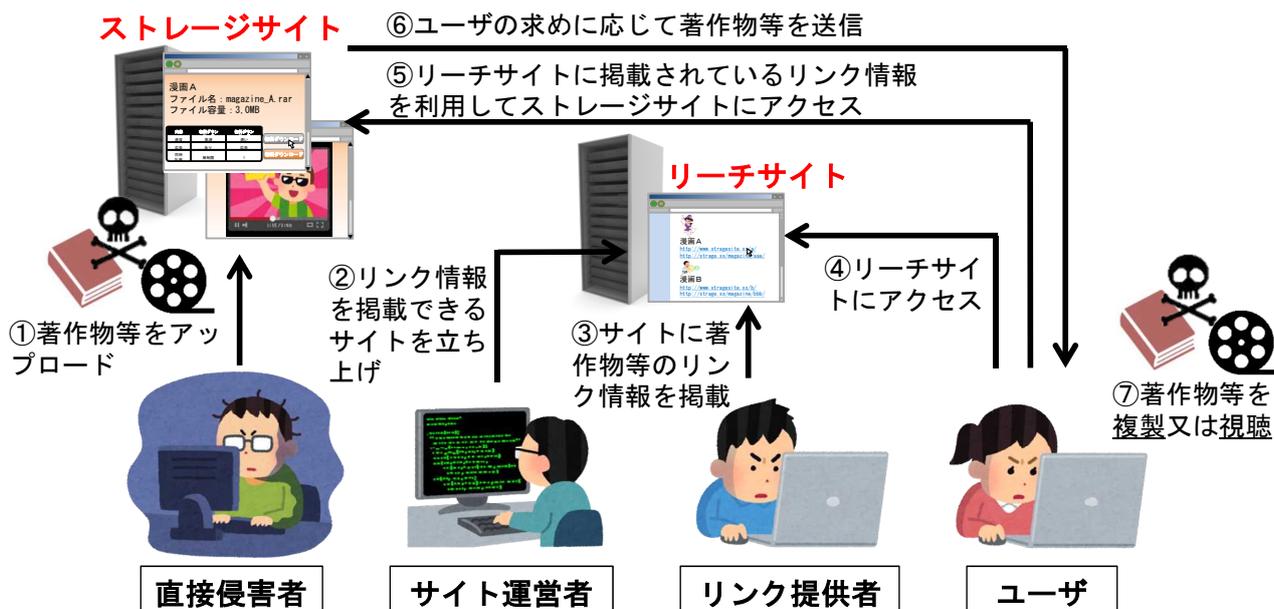
平成28年12月27日（火）

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第4回）

1

「サイト」型（いわゆる「リーチサイト」の類型）

違法にアップロードされた著作物等へのリンク情報をウェブサイトに掲載して、ユーザを当該著作物等へ誘導する行為類型



※「サイト運営者」と「リンク提供者」が同一人物の場合（運営者投稿型）もある

ストレージサイトの形態

- ・ユーザに対して、著作物等をダウンロード形式により提供している場合とストリーミング形式により提供している場合がある
- ・ユーザに対して、有料の高速ダウンロードサービスを提供する形態が確認されている

リーチサイトの形態

- ・ハイパーリンク形式（※1）のリンクが掲載されている場合とインラインリンク形式（※2）のリンクが掲載されている場合がある
- ・リンクが複数掲載されている場合と単数掲載されている場合がある
- ・広告が掲載されている場合とされていない場合がある

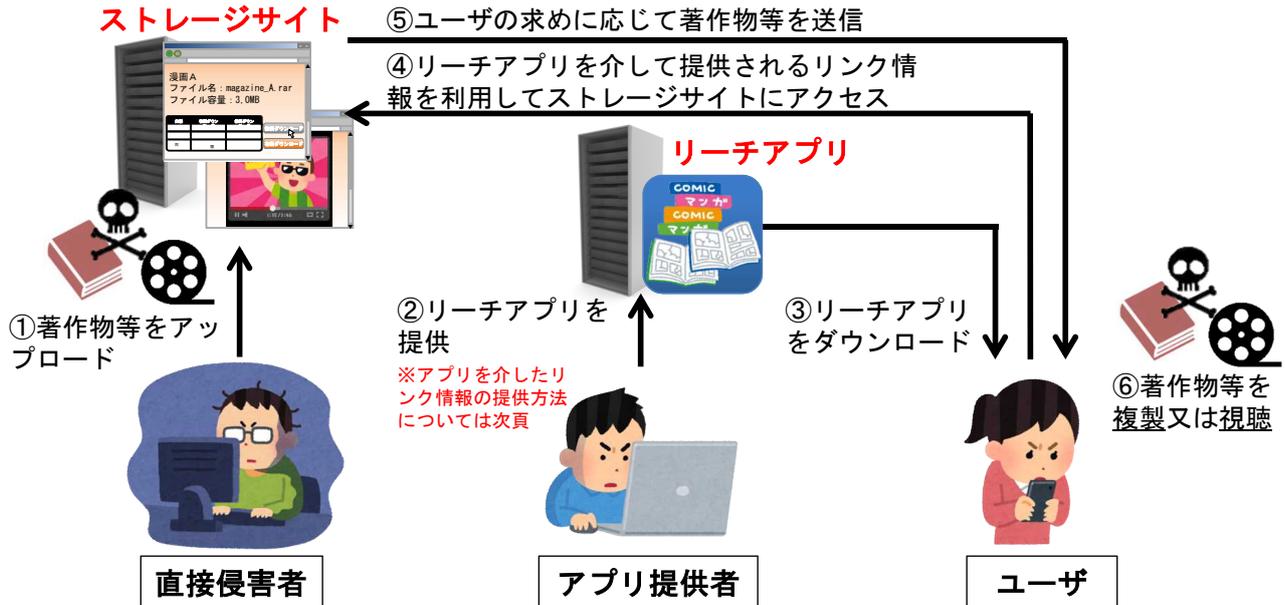
（※1）ユーザがリンクをクリックすることにより、リンク先サイトに接続し、リンク先サイトの画面上でコンテンツが表示されるもの。

（※2）ユーザの操作を介することなく、リンク先サイトの画面又はこれを構成するコンテンツファイルが自動的に表示されるように設定されているもの。

2

「アプリ」型（いわゆる「リーチアプリ」の類型）

アプリケーションソフトを介して、違法にアップロードされた著作物等へのリンク情報を提供して、ユーザを当該著作物等へ誘導する行為類型



ストレージサイトの形態

・ユーザに対して著作物等をダウンロード形式により提供している場合とストリーミング形式により提供している場合がある

リーチアプリの形態

・ハイパーリンク形式によるリンクが提供される場合とインラインリンク形式によるリンクが提供される場合がある
・広告が掲載されているものが確認されている

3

（「アプリ」型における）アプリを介したリンク情報の提供方法

情報埋め込み型

アプリ内にリンク情報が埋め込まれているタイプ

（リンクを更新させるためにはアプリを更新させる必要がある）

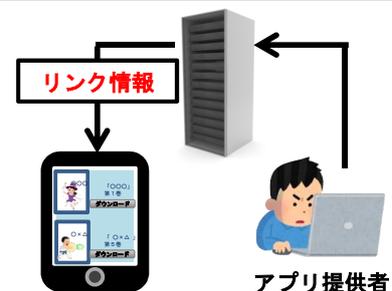


外部情報取得型

アプリ内にはリンク情報がなく、アプリを起動後に外部のサーバーに蔵置されたリンク情報を取得するタイプ

①アプリ提供者が外部サーバーに蔵置したリンク情報を取得するタイプ

- ①-1 ユーザがアプリを起動すると自動的に、アプリ提供者が蔵置したリンク情報のリストを取得するタイプ
- ①-2 ユーザに、アプリ画面を介してアプリ提供者が用意した検索エンジンを使用させ、検索結果としてリンクを取得するタイプ



②アプリ提供者以外が外部サーバーに蔵置したリンク情報を取得するタイプ

- ②-1 ユーザに、アプリ画面を介して、アプリに組み込まれた条件で外部の汎用検索エンジンを使用させ、検索結果としてリンクを取得するタイプ
- ②-2 ユーザに、アプリ画面を介して、外部の特定サイト内の検索エンジンを使用させ、検索結果として当該特定サイト内のリンクを取得するタイプ



4